

地域再生中小企業創業助成金の支給要件等の変更

平成23年6月1日以降に新たに法人設立又は個人事業を開業した場合の支給要件等が変更になります。

【変更内容】

1 助成対象となる鹿児島県の地域再生分野（3分野）

①その他の小売業 ②飲食店 ③社会保険・社会福祉・介護事業

2 支給額（鹿児島県）

○創業支援金（創業経費に対する助成・対象経費の1/2を助成）

創業・雇入支援対象労働者が 5人以上の場合 上限 500万円
5人未満の場合 上限 300万円

※追加創業支援金は廃止されました

○雇入れ奨励金（支給額の変更はありません）

創業・雇入支援対象労働者（以下「対象労働者」という） 1人につき 60万円

3 雇入れ奨励金（対象労働者は次のいずれにも該当すること）

- ① 支給申請日現在、対象労働者を2人以上現に雇用していること
- ② 継続して雇用する労働者として6か月以上雇用されている者であること
 - ・雇入れ当初より、雇用保険の一般被保険者であり1週間の所定労働時間が30時間以上である者に限る
 - ・雇用期間の定めのある労働者、トライアル雇用、外国人技能実習生は除く
- ③ 法人等の設立等の日から起算して1年を経過する日までの雇入れであること
- ④ 一般公募等の通常の採用手続きを経て採用していること
 - ・縁故採用でないこと
 - ・資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主からの雇入れでないこと
- ⑤ 学校教育法に規定する学校又は専修学校に在学中並びに卒業した年の6月末日を経過していない者でないこと（定時制及び通信制を含む）

※ 支給申請期間が下記5のとおりとなりますので、法人等の設立等の日から起算して6か月以内に2人以上雇用し、支給申請日現在も引き続き雇用していることが必要です。

4 助成対象経費

設備・運営経費については、1点もしくは1契約が10万円以上のものに限りま

5 支給申請期間

○初回の創業支援金及び雇入れ奨励金の支給申請期間

初回に申請する対象労働者（2人以上に限る）の最後の者の雇入れ日から起算して6か月を経過する日の翌日から起算して1か月以内

但し、法人等の設立等の日から起算して13か月を経過する日までの期間に限りま

また、支給申請日現在6か月以上地域再生事業を営んでいることが必要です

※ 追加創業支援金が廃止されましたので、「5人以上の場合の創業支援金」を申請される場合は、初回支給申請で対象労働者を5人以上雇用していることが必要です。

○追加雇入れ奨励金（支給申請期間の変更はありません）

追加対象労働者ごとに、雇入れ日から起算して6か月を経過する日の翌日から起算して1か月以内